

令和2年度予算編成方針

1 日本経済の状況及び国の動向

国の9月の月例経済報告では「景気は、輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復している。」とされ、先行きについては、「当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題の動向を巡る緊張の増大が世界経済に与える影響に注意するとともに、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、原油価格の上昇や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」と基調判断を行っている。

国は「経済財政運営と改革の基本方針2019～「令和」新時代:「society5.0」への挑戦～」(令和元年6月21日閣議決定、いわゆる「骨太の方針2019」)の中で、「骨太の方針2018」及び本方針に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進するとともに、引き続き、2025年度の財政健全化目標(国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化と債務残高対GDP比の安定的な引き下げ)を目指すとしている。

2 市の財政状況と今後の見通し

本市の平成30年度における一般会計決算は、歳入が前年度に比べ0.3%の減、歳出が前年度に比べ1.2%の減となった。財政指標である実質公債費比率については、前年度の6.2%から7.3%に増加する一方、将来負担比率は41.5%から34.3%に減少した。また、平成29年度の法人市民税の減収の影響から、平成30年度の普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額が増加し、経常収支比率は93.5%から91.8%に下がり財政の硬直化は軽減された。

また、令和元年度においては、歳入面では、65歳以上の高齢者人口の増加に伴う行政事務に係る需要額の増加を受け、普通交付税と臨時財政対策債の合算額が前年度に比べ約4,000万円増加したが、歳出面では、引き続き、高齢化に伴う社会保障関係経費の支出の増加が見込まれる。

令和2年度においては、歳入面で総務省が概算要求と合わせて発表した地方財政収支の仮試算では、地方税・地方譲与税が前年度に比べ1.8%の増、地方交付税と臨時財政対策債の合算額が前年度と同額の20兆円となっている状況である。しかし、本市においては、人口減少を伴う高齢化が進んでおり、中長期的には市税の減少が見込まれているところである。

3 予算編成の基本方針

上記の事項を踏まえ、令和2年度予算は次のように編成する。

(1) 総合振興計画に基づく市政運営の推進

令和2年度は、第五次北本市総合振興計画前期基本計画の最終年度となる。当該計画の基本構想における政策の大綱に示す7つの政策について、それぞれの基本方針に基づき、施策の推進に取り組み、成果指標の向上に努めるものとする。

＜基本構想における7つの政策＞

ア 子どもの成長を支えるまち

イ 健康でいきいきと暮らせるまち

ウ みんなが参加し育てるまち

エ 快適で安心・安全なまち

オ 活力あふれるまち

カ 健全で開かれたまち

キ 人口減少に対応するためのリーディングプロジェクト

(2) 人口減少に対応した魅力あるまちづくりの推進

今後も続く人口減少に対応するため、第五次北本市総合振興計画の基本構想の政策の大綱に定める人口減少に対応するためのリーディングプロジェクトを積極的に実施するとともに、北本市シティプロモーション推進方針（平成31年3月策定）に基づく取組の実施を通して、市内外から「住み続けたい」「住みたい」と愛着や好感を持たれる魅力あるまちづくりを推進するものとする。

＜リーディングプロジェクトにおける2つのプロジェクト＞

ア 「若者の移住・定住・交流促進」プロジェクト

イ 「目指せ日本一、子育て応援都市」プロジェクト

＜北本市シティプロモーション推進方針におけるシティプロモーションの進め方＞

ア 市民向けの取組～シビックプライドの醸成～

イ 市外住民向けの取組～知ってもらおうから住んでもらうため～

(3) 持続可能な健全財政の堅持

高齢化を伴う人口減少による将来の税収減や社会保障関係経費の増、また、公共施設の老朽化や新たな一般廃棄物処理施設整備への対応など、健全な財政運営の継続に際して、乗り越えなければならない課題が山積している。

このような市の課題を全ての職員が認識した上で、将来にわたり持続可能な都市を維持していくため、将来負担を考慮し、限られた財源を効率的かつ効果的に配分する必要がある。

持続可能な健全財政を堅持するため、北本市財政計画（令和元年度～令和3年度）に定める今後の取組に基づく予算編成を行うものとする。

＜北本市財政計画に定める今後の取組＞

- ア 自主財源の確保
- イ 市債残高の適正管理
- ウ 公共施設の適正管理
- エ 施策・事務事業の継続的改善
- オ 受益者負担の適正化
- カ 定員管理の適正化
- キ 補助金の見直し
- ク 社会保障関係経費の伸びの抑制
- ケ 多様な担い手との協働及び民間活力の活用
- コ 広域連携の推進

以上の基本方針に基づき予算編成を行うこととするので、各部課において前例にとられることなく積極的な見直しを行い、下記により予算要求を行うこと。

記

第1 総括的事項

事業の目的を改めて明確にするとともに、事務事業評価による事業実施の成果を評価し、及び検証した上で、事業の実施により適切な効果が得られているか、また、より少ない経費で同様の効果を得ることができないかの観点から、事業の廃止も含めて検討することとし、事業を継続する際には、真に必要な事業量を見込むこと。また、北本市行政改革推進委員会の審議対象となった事業については、その答申を踏まえた見直しを行うこと。

1 経費の見積り

予算要求における各経費の見積りに当たっては、常に“最少の経費で最大の効果”を挙げることを念頭に置き、決算乖離を徹底的に分析するとともに、人口減少を伴う少子高齢化の進展により生じている社会経済の構造変化を踏まえ、前例踏襲によらず、適正な事業量を見込むこと。

2 事業の順位付け

限りある財源を効率的に配分することから、予算編成の過程で事業の予算計上を見送ることが想定されるため、予算要求にあたっては、総合振興計画の指標の向上を目指して、事業の優先順位を整理すること。道路基盤の維持・整備や公共施設の老朽化対策など、市民生活の安心・安全を高める取組についても優先度に配慮すること。

3 組織間の連携

複数の部署にまたがる行政課題については、その現状を的確に把握し、関係部署で共有すること。その上で、関係部署と積極的に意見交換等を重ね、予め施策の協議・調整を十分に行い、組織間連携による効果的な施策展開に努めること。

また、国及び県が実施している事業と類似し、又は重複する事業については、事業の廃止を前提とした見直しを行うこと。

4 市民参画の推進及び民間活力の活用

既存事業について、市民参画や民間活力の活用を通して、より行政効果を高める手法がないか検討するとともに、市と市民、民間企業等が互いにメリットを享受できる仕組の導入について検討すること。

また、事務事業の内容を十分精査・検討し、民間に委託することが効果的であるものについては、行政責任の確保や行政サービスの維持向上等に十分留意し、積極的に委託化を進めること。

更に、各事業単位において、真に行政が公金を使って実施すべき事業か否かを整理すること。

5 財源の確保

歳入については、積極的な姿勢で国・県支出金などの特定財源の確保に努めるとともに、納税率の向上、市有財産の利活用・売却等、自主財源の確保に努めること。また、受益者負担の観点から見直しを実施している使用料・手数料について、見直し結果を適切に予算に反映すること。

6 市債の適切な活用等

市債については、世代間の負担の公平性という観点からその発行量が過大とならないよう、適切に発行し、その残高を適正に管理するとともに、財政健全化判断比率等の財政指標や基礎的財政収支に留意して、将来負担の抑制に配慮するものとする。

なお、公共施設については、現在策定中である適正配置に係る計画や、その後策定する施設ごとの長寿命化等に配慮した個別施設計画に基づき、改修等を計画的に実施していく予定である。既存施設の大規模改修等については、これらの計画に基づき、適切に市債を活用するものとする。

また、庁舎建設事業等の公共事業の実施や臨時財政対策債の発行により公債費が高い水準にあることから、当該公共事業の実施時に積み立てた減債基金を計画的に取り崩し、公債費の償還財源に充てるものとする。

7 地方財政対策や国、県の予算編成等への的確な対応

地方交付税の単位費用の積算や国・県補助事業における補助基準などを

よく確認し、市が上乘せサービスを行っている場合はその必要性について十分に吟味するとともに、時限的な補助事業については、補助制度の終了とともに事業の見直しを必ず行うこと。また、今後の国、県の予算編成や地方財政対策の動向等に注意するとともに、歳入の積極的な確保に向けて努力すること。

8 予算編成過程の公開

開かれた市政運営を推進するために、予算編成の過程をホームページにおいて公開する。

予算編成に関する情報の公開を通して、市民との情報の共有に努め、市民の市政への関心を高めることにより、参画と協働を促進し、“市民との協働による持続可能なまちづくり”につなげていく。

第2 予算見積の考え方

収入の見通しを的確に計算し、それに見合う支出を心がけること。また、社会経済情勢、法令等の改正等の動向を十分に見極めつつ、過去の実績を踏まえ、次に掲げる財源種別の考え方により、的確に見積もり、要求すること。

1 歳入関係

歳入予算の見積りに当たっては、財源を的確に把握し、更なる収入確保に努めること。また、見積りに際しては過大とならないよう十分に留意すること。

2 歳出関係

歳出予算の見積りに当たっては、行政の責任分野と事業の優先順位を改めて見直し、選択と集中により、限られた財源の重点的・効率的な配分を行うこと。また、過去の決算状況を十分精査し、最小の経費で最大の効果を上げるよう、より効果的な執行方法等を検討した上で、適正な予算額を計上すること。特に、補助金については、第五次北本市総合振興計画における位置付けや、目的、効果について整理した上で、予算要求すること。

3 継続費、債務負担行為

新規に設定しようとする場合は、後年度において過度の財政負担を招かないよう、中長期的な視点に立って事業規模、年割額等について十分に検討すること。

4 特別会計等

特別会計及び公営企業会計については、国の制度の見直し等について、その動向や影響を注視するとともに、事務事業を厳しく見直したうえで、一般

会計予算編成に準じて予算の見積りを行うこと。

一般会計繰入金については、繰入基準の明確化を図り、過大過小に陥ることのないよう十分精査し、適正に見積もること。また、所管事業の経営状況を的確に把握し、常に適切な受益者負担となるように努めるとともに、積極的な収入確保を図ること。

「独立採算性の原則」の堅持に努め、一般会計からの繰入を安易に期待することなく会計の設置目的に沿った適切な見積りを行うこと。

5 その他

歳入・歳出の個別の見積り方法、予算見積書の作成等については、別途通知する「令和2年度予算見積要領」に従うこと。

第3 予算見積書の提出に当たっての留意点

1 予算見積書の提出

歳入、歳出予算見積書の提出に当たっては、部長決裁の上、提出すること。また、予算の要求状況を公表するため、別途依頼する部の要求概要調書を合わせて提出すること。

(1) 提出部数 3部（うち原本1部）

(2) 提出期限 令和元年10月18日（金）12：00（厳守）

2 予算編成スケジュール

歳入、歳出予算見積書の提出後は、別添のスケジュールにより予算編成を行い、行政経営会議を経て予算案を決定する。なお、財政担当ヒアリングの日程については、別途通知する。

第4 その他

本通知に関し疑義があるときは、事前に財政課と調整すること。